

ももこ保育園

感染症における園児の登園について

○登園を控えていただく症状

以下の症状が見られる場合は登園を控えていただくようお願いします。

インフルエンザ、コロナウイルス感染症

※麻疹（はしか）
風疹
水痘（みずぼうそう）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
結核
※咽頭結膜熱
通称：プール熱（アデノウイルス）
流行性角結膜炎（アデノウイルス由来）
百日咳
腸管出血性大腸菌感染症
（O157等）
急性出血性結膜炎
侵襲性髄膜炎菌感染症
（髄膜炎菌性髄膜炎）

溶連菌感染症
マイコプラズマ肺炎
手足口病
伝染性紅斑（りんご病）
ウイルス性胃腸炎
（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）
ヘルパンギーナ
RSウイルス感染症
带状疱疹
突発性発疹症

左記については、浦添市指定様式になります。浦添市の登園基準に従います。

左記については、再登園基準は、かかりつけ医の判断になります。再登園の際には、かかりつけ医の医師意見書（登園の許可書）が必要となります。提出をお願いします。

※麻疹（はしか）と咽頭結膜熱（プール熱）に関して、医師意見書はかかりつけ医の判断により提出となります。医師意見書の提出が必要ないとされた際には、登園届の提出をお願い致します。

左記の感染症については、発生や流行動向によっては、医師による登園停止の指示に従う必要性がありますので、必ず受診をお願いします。

症状回復後は、登園届の提出をお願いいたします。

医師意見書とは・・・

医師意見書対象の感染症に罹患した場合、他のお子様への感染を防ぐために、園に「医師意見書」を提出していただきます。医師意見書が登園許可書となります。園で用意している様式に従って、かかりつけ医の先生より記入していただき、再登園時にお持ち下さい。

登園届とは・・・

医師の診断を受けた感染症について、医師意見書提出の必要がなく、各種症状が回復し登園が可能となった際に記入していただきます。

インフルエンザ回復届出書（保護者記入）

（ A 型 ・ B 型 ）

保育所（園）・こども園名 _____

児 童 名 _____ 平成・令和 年 月 日生（ ）歳

受 診 日 令和 年 月 日（ ）

受診病院名 _____

出席停止期間中の体温測定結果

	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
月 日 (曜)	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()
体 温 (朝)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体温 (夕)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	発症日 9日目	発症後 10日目	発症後 11日目	発症後 12日目	発症後 13日目	発症後 14日目	発症後 15日目	発症後 16日目	発症後 17日目
月 日 (曜)	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()
体 温 (朝)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体温 (夕)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

必ず休まなければならない期間（6日間）

* 一日2回以上の検温を行ってください。（朝・夕の2回の検温記録）

（ ）保育所（園）長・こども園長 様

上記の通り、発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過し体調が回復しましたので
登園（所）させます。

令和 年 月 日

保護者名

保護者の方へ

※ 医師意見書の提出は不要ですが、上記内容をご理解の上での登園をお願い致します。

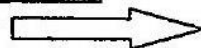
※登園の判断基準につきましては、別表「インフルエンザ出席停止期間早見表」をご確認ください。

「インフルエンザ出席停止期間早見表」

※「発症した後5日を経過し、かつ、「解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となる。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期することがある。(発症後4日目以降に解熱した場合(例4・5)は、出席停止の期間が延期されていく。)

最低基準	発症した後5日を経過	発症日(発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後5日を経過した後		
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていく。)



新型コロナウイルス感染症 回復届出書 (保護者記入)

施設名 _____ 園 (所)

児童名 _____ 平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 () 歳

受診日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

受診病院名 _____

出席停止期間中の体温測定結果

	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
月 日 (曜)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
体 温 (朝)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体 温 (夕)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	発症日 9日目	発症後 10日目	※発症後5日かつ、症状軽快後1日経過していることが登園(所)の目安となります。 ※日数は、発症した日や症状が軽快した日を0日とし、翌日から換算します。 ※症状軽快とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ呼吸器症状が回復傾向にあることをいいます。 ※ 医師意見書の提出は不要ですが、上記内容をご理解の上での登園をお願い致します。						
月 日 (曜)	/ ()	/ ()							
体 温 (朝)	℃	℃							
体 温 (夕)	℃	℃							

※ **必ず休まなければならない期間 (6日間)**

※一日2回以上の検温を行ってください。(朝・夕の2回の検温記録)

() 保育所(園)・こども園長 様

上記の通り、発症後5日を経過し、かつ症状が軽快して1日を経過しましたので登園(所)させます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
保護者名

医師意見書記入対象の感染症について

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあっては、3日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日 ^{かひ} 前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

意見書（医師記入）

社会医療法人仁愛会 もこもこ保育園 殿

入所児童氏名

年 月 日 生

（病名）該当疾患にお願いいたします。

<input type="checkbox"/>	麻しん（はしか）※
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘（水ぼうそう）
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱（プール熱）※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

医師の診断を受け、登園届が必要な感染症について

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

・保育所における感染症対策ガイドライン（2023.5改訂版）より

- 発熱：保育時間内にお子様が37.5℃以上の熱が出た場合は保護者へ連絡しお迎えの対応をお願いします。但し、発熱がない場合においても、個々の体調にあわせて保護者へ連絡する場合があります。
※インフルエンザ流行期間中においては37.5℃以上の熱が出た場合は、お迎えの対応をお願いします。
- 下痢：下痢・嘔吐に関しては、食中毒などが疑われる場合があります。保護者と相談し、お迎えなどの対応をお願いします。
- アレルギー、ぜんそく、その他の疾病をお持ちのお子様はお知らせ下さい。
※体調の変化は個々のお子様により様々です。あきらかに日頃の様子と違う場合は、保護者へ連絡する場合がありますので予めご了解下さい。

登園届 (保護者記入)

社会医療法人仁愛会 もこもこ保育園 殿

入所児童氏名

年 月 日 生

(病名) 該当疾患に お願いいたします。

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑 (りんご病)
	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
	ヘルパンギーナ
	R S ウイルス感染症
	帯状疱疹
	突発性発疹

(医療機関名) _____ (年 月 日受診) において症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので 年 月 日より登園いたします。

年 月 日

保護者氏名

※保育所は、乳幼児が集団で長時間生活する場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願い致します。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。